

申請

平成24年12月12日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦 殿

岩手県知事
達増 拓也

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成24年11月30日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

出荷制限が指示された岩手県盛岡市（旧渋民村の区域に限る。）及び一関市（旧大原町の区域に限る。）において産出されたそばのうち、別紙の「出荷制限区域において産出されたそばに関する岩手県管理計画」に基づき管理され、放射性物質についての全袋検査を受け、基準値以下であることが確認されたそばについて、出荷制限を解除すること。

出荷制限区域において産出されたそばに関する岩手県管理計画

岩手県（以下「県」という）は、食品衛生法の放射性セシウムの基準値を超過するそばが流通しないよう、原子力災害対策本部からそばの出荷制限の指示があった区域（以下、「対象区域」という）において生産されたそばについて、本計画に基づき管理を行う。

市町村は、対象区域において生産されたそばについて、本計画及び対象区域の市町村が定めた管理計画に基づき管理を行う。

1 本計画の対象区域

本計画の対象区域は、盛岡市旧渋民村及び一関市旧大原町とする。

2 そばの流通防止

県及び対象区域の市（以下、「市」という）は、関係機関・団体等と連携の上、本計画及び市の管理計画の内容について、生産者や集出荷団体、産直施設等に対して周知を図る。特に、対象区域内で生産されたそばが、放射性物質の検査を受け、基準値以下であることが確認される前に出荷、販売、譲渡及び贈答されることがないよう、生産者や集出荷団体、産直施設等に対し周知を図る。

3 生産物の管理

（1）管理台帳の整備

市は、地域農業再生協議会等と連携して、農業者戸別所得補償制度に係る営農計画書などの情報を活用し、対象区域内においてそば（自家消費を含む）を作付した全ての生産者を把握し、生産者名、生産者住所、作付面積、生産量、在庫量、出荷・自家消費用の区分や保管場所等を記載した管理台帳を整備する。

（2）生産量の全量把握

市は、関係機関・団体等と連携して、生産者の保管場所の現地確認を行い、実際の生産量の全量を把握し、全袋を個別認識できるように袋毎に番号等を付す。

なお、市は、現地確認の結果、管理台帳と異なる内容が認められた場合は、台帳を修正する。

（3）収量が著しく少ない生産者の確認

市は、地域農業再生協議会等と連携して、収穫量が著しく少なくそばの出荷を見合せた生産者について、過去3年間のそばの作付面積や収穫量、出荷先への出荷量、農業者戸別所得補償制度等の加入・支払状況、現地確認結果、作柄が不良となった事情などを別途確認する。

（4）管理台帳の提出

市は、生産情報等を管理台帳に整備した段階で、県に管理台帳の写しを提出する。

県は、市から提出された管理台帳の内容について確認し、必要に応じて修正や追加情報の整備を求める。

4 放射性物質検査の実施

(1) 検査計画の作成等

市は、管理台帳のデータに基づき、全袋の検査実施計画を策定し、県に提出する。

県は、市から提出された検査実施計画に基づき、検査機関と調整を図りながら、検査日や搬送方法等を市に示すとともに、検査依頼票を検査機関に提出する。

(2) 検査の実施

市は、あらかじめ指定された検査期日に合わせて検体を採取し、指定された検査機関に検体を送付又は直接搬入する。

検査機関は、検査依頼票に基づき、搬入された検体をゲルマニウム半導体検出器により検査を実施し、県に結果を報告する。

(3) 検査結果の確認と報告

県は、検査機関から検査結果のデータ提出を受けた場合、検査に供した全てのそばの検査が行われていることを確認し、速やかに国及び市に報告する。

市は、県からの検査結果を速やかに管理台帳に記載するとともに、全ての生産者のそばが放射性物質の検査が行われているか台帳で確認する。

(4) 検査結果の公表

県は、検査の結果について、報道機関や県ホームページ等を通じて公表する。

5 放射性物質の検査が終了したそばの取扱い

市は、対象区域の全袋検査の終了後に、基準値以下であることが通知された袋単位のそばについて、検査済であることが明確になるようにラベル等で区分するとともに、出荷・販売等が可能となったことを速やかに生産者に通知する。

なお、基準値を超過したそばが発生した場合、市は速やかに生産者に通知し、該当する袋単位のそばを、市の管理の下で確実に隔離して保管する。

6 基準値を超過したそばの処分

(1) そばの処分

県は、市に対して基準値を超過したそばについて、市の管理計画に基づき適正に処分するように指導する。

市は、基準値を超過したそばを、焼却処分など適正な方法により処分する。

(2) 管理台帳による確認

市は、基準値を超過したそばがすべて適正に処分されたことを確認後、管理台帳に記載し、県に報告する。

県は、管理台帳に基づき市の処分状況を確認する。

盛岡市そば管理計画

1 計画の管理対象区域

盛岡市旧渋民村

2 保管中のそばの流通防止

出荷制限が課せられた時点で、盛岡市（以下、「市」という）は、関係機関・団体等と連携して、出荷制限が課せられた区域の生産者、集出荷団体、産直施設等に対して文書通知等により、当該時点におけるそばの在庫の流通防止を周知する。

3 生産量・在庫量の把握

(1) 管理台帳の作成

出荷制限が課せられた時点で、市は、盛岡市玉山農業再生協議会（以下、「再生協議会」という）等と連携して、対象区域のそばに係る管理台帳を作成する。

(2) 生産量等の把握

出荷制限が課せられた時点で、市は、再生協議会等と連携して、対象区域のそばの生産量（自家消費用等を含めた全量）等を生産者毎に把握し、管理台帳に記載する。

(3) 出荷量・在庫量等の把握

出荷制限が課せられた時点で、市は、再生協議会等と連携して、対象区域のそばの出荷済数量及び在庫量（自家消費用等を含めた全量）等を生産者毎に把握し、管理台帳に記載する。

(4) 全量全袋の識別管理

市は、上記(3)において把握したそばが検査を受けずに出荷されることがないように、袋ごとに番号やラベル等を付して、全袋を識別管理する。

(5) 収量が著しく少ない生産者の確認

市は、未検査のそばが流通することを防ぐために、収穫量が少ないなどの理由から、そばの出荷を見合させた生産者について、過去3年間のそばの作付面積や収穫量、出荷先への出荷量、農業者戸別所得補償制度等の加入・支払状況、現地確認結果、作柄が不良となった事情などを別途確認する。

4 そばの放射性物質の検査（全袋検査）

(1) そばの放射性物質検査の実施

市は、再生協議会等と連携して、検査の順番等を内容とする検査実施計画書を策定し、当該計画書に基づき、上記3(3)において把握された在庫量の全袋について、放射性物質検査を実施する。

(2) 管理台帳による確認

市は、上記3(3)において把握された在庫量の全袋について、放射性物質検査が行われているか、管理台帳で確認する。

5 基準値を超過したそばの処分

(1) 処分の考え方

市は、集荷業者、再生協議会等の協力を得て、上記3(3)において把握された在庫量の全袋のうち基準値を超過したそばの数量を確認し、隔離保管した上で、適切に処分する。

(2) 管理台帳による確認

市は、処分後、上記3(3)において把握された在庫量の全袋のうち、基準値を超過したそばがすべて処分されているか、管理台帳で確認する。

一関市そば管理計画

1 計画の管理対象区域

一関市旧大原町

2 保管中のそばの流通防止

出荷制限が課せられた時点で、一関市（以下、「市」という）は、関係機関・団体等と連携して、出荷制限が課せられた区域の生産者、集出荷団体、産直施設等に対して文書通知等により、当該時点におけるそばの在庫の流通防止を周知する。

3 生産量・在庫量の把握

(1) 管理台帳の作成

出荷制限が課せられた時点で、市は、一関地方農業再生協議会（以下、「再生協議会」という）等と連携して、対象区域のそばに係る管理台帳を作成する。

(2) 生産量等の把握

出荷制限が課せられた時点で、市は、再生協議会等と連携して、対象区域のそばの生産量（自家消費用等を含めた全量）等を生産者毎に把握し、管理台帳に記載する。

(3) 出荷量・在庫量等の把握

出荷制限が課せられた時点で、市は、再生協議会等と連携して、対象区域のそばの出荷済数量及び在庫量（自家消費用等を含めた全量）等を生産者毎に把握し、管理台帳に記載する。

(4) 全量全袋の識別管理

市は、上記(3)において把握したそばが検査を受けずに出荷されることがないように、袋ごとに番号やラベル等を付して、全袋を識別管理する。

(5) 収量が著しく少ない生産者の確認

市は、未検査のそばが流通することを防ぐために、収穫量が少ないなどの理由から、そばの出荷を見合させた生産者について、過去3年間のそばの作付面積や収穫量、出荷先への出荷量、農業者戸別所得補償制度等の加入・支払状況、現地確認結果、作柄が不良となった事情などを別途確認する。

4 そばの放射性物質の検査（全袋検査）

(1) そばの放射性物質検査の実施

市は、再生協議会等と連携して、検査の順番等を内容とする検査実施計画書を策定し、当該計画書に基づき、上記3(3)において把握された在庫量の全袋について、放射性物質検査を実施する。

(2) 管理台帳による確認

市は、上記3(3)において把握された在庫量の全袋について、放射性物質検査が行われているか、管理台帳で確認する。

5 基準値を超過したそばの処分

(1) 処分の考え方

市は、集荷業者、再生協議会等の協力を得て、上記3(3)において把握された在庫量の全袋のうち基準値を超過したそばの数量を確認し、隔離保管した上で、適切に処分する。

(2) 管理台帳による確認

市は、処分後、上記3(3)において把握された在庫量の全袋のうち、基準値を超過したそばがすべて処分されているか、管理台帳で確認する。